

P T A 弔慰規定

昭和60年4月 実施
昭和63年3月15日改正
平成2年4月1日改正
平成7年4月1日改正
平成21年2月10日改正
平成31年4月1日改正
令和5年9月6日改正
令和6年4月1日改正
令和7年11月10日改正

第1条 この規定は、会則第22条にもとづいて設けられたもので、P T A 弔慰規定と称する。

第2条 本会会員に弔事等の事実が生じた場合は、つぎの区分により弔慰金、見舞金を贈る。
但し、その内容等については、考慮する事ができる。

1. 死亡の場合

- ① 保護者（会員）・・・・・・・・¥10,000
- ② 生徒・・・・・・・・¥10,000
- ③ 教員（会員）・・・・・・・・¥10,000
- ④ 教員の実父母・配偶者
及びその子・・・・・・・・¥5,000

2. 出火見舞い

- ① 保護者（会員）・・・・・・・・¥10,000
- ② 教員（会員）・・・・・・・・¥10,000

第3条 前条の事実が発生した場合は、運営委員会を経て実施し、その結果をすみやかに会員に報告しなければならない。

付 則

第4条 この規定は、令和8年4月1日から実施する。